

入札参加資格に係る身分証明書・印鑑証明の交付申請(藤枝市)について

【身分証明書の請求】

身分証明書は、禁治産や準禁治産、破産の宣告および後見の登記の通知を受けていないことを証明するものです。対象者は藤枝市に本籍がある人です。

請求者は、本人に限られます。それ以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

また、窓口に来られた方の本人確認を行います。必ず運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

対象者	藤枝市に本籍がある人	
申請者	本人	
申請の場所	・市民課(庁舎東館1階)	月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日を除く)
	・文化センター	
	・岡部支所	
申請に必要なもの	・運転免許証等、窓口に来た方の本人確認ができるもの	
	・委任状(上記申請者以外の方)	
手数料	1通 300円	

※ 郵便での請求もできます。(別添郵便請求用の申請書に記載の方法により申請)

【印鑑証明書の請求】

印鑑証明書の請求をするときは、必ず「印鑑登録カード」(カードの表面には「印鑑登録証」と記載されています)をお持ちください。登録した印鑑は、不要です。

カードの提示がないと請求には応じられません。ご注意ください。カードがあれば代理の方でも委任状は不要で印鑑証明書を請求できます。

申請者	本人	
	代理の場合は、印鑑登録証(印鑑登録カード)を渡すことが委任行為となります。カードを渡して、住所・生年月日を代理人に伝えてください。	
申請の場所	・市民課(庁舎東館1階)	月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、休館日を除く) ※各地区交流センターは 月曜日休館
	・文化センター	
	・岡部支所	
	・各地区交流センター ※藤枝地区交流センター西館・岡部支所分館を除く	
申請に必要なもの	印鑑登録証(印鑑登録カード)	
手数料	1通 300円	

※ 登録証をなくしたときは、印鑑登録証亡失届を提出後、再登録の手続きが必要となります。

【お問い合わせ】

藤枝市役所 市民課 (庁舎東館1階)

電話 054-643-3111(内線 3603～3605)

054-643-3123(直通)